



建築主

省エネ住宅のこと、建築士さんにいきなり聞いても答えてくれるのかなあ。



行政

法律や大阪府条例により、建築士さんはわかりやすく説明しなければいけませんので、是非、安心して聞いてみてください。

建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第一項に規定する建築士をいう。）は、建築物の新築等の設計を行う場合には、建築物のエネルギーの使用の抑制に関する建築主の理解の促進を図るため、建築主に対し情報の提供に努めなければならない（大阪府気候変動対策の推進に関する条例第16条第2項）

## 説明制度の流れ

建築士から省エネ住宅のことを教えてもらおう。

情報収集



事前相談

マイホームの設計や省エネ計算をお願いしよう。

設計契約



設計契約

マイホームの省エネがどうなったか聞いてみよう。

評価・説明



基本設計・実施設計



建築士

省エネ住宅は、「お財布」にも、「体」にも、「建物」にも、「地球環境」にもやさしくて、お得なんですよ。省エネ計算をすれば、マイホームの省エネ性能がもっとよく分かりますよ！

建築士さんの説明で、省エネ住宅のメリットがよく分かった。省エネ計算をお願いして、夢のマイホームに向けて、一緒に話を進めていこう。



建築主

# 待ったなし！

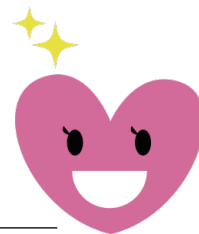
## 省エネ住宅（令和4年4月）

発行：大阪府

都市整備部 住宅建築局 建築環境課 建築環境・設備グループ  
〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16  
TEL：06-6941-0351



メモ帳 (建築士さんから聞いた話のメモに)



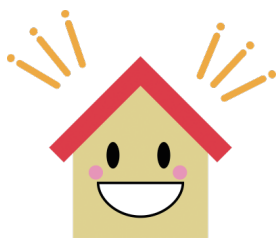
---

---

---

---

---



キリトリ線

## 大阪府参考様式

(希望しない場合は、建築物省エネ法・建築士法に基づき、建築士が保管しなければならない書面)

省エネ計算 (評価・説明) を希望します。 氏名

省エネ計算 (評価・説明) を希望しません。

### ■ 建築士からの評価及び説明を希望しない場合には、以下についてご記入下さい

建築士の氏名	殿	年	月	日
建築士	登録	第	号	
建築主の氏名				
建築物の所在地 大阪府				

### ■ 評価及び説明を希望しない理由の回答にご協力をお願いします

- 費用の問題       省エネに興味がない  
 説明を聞くのが面倒       その他 ( )